

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公表番号】特表2008-505643(P2008-505643A)

【公表日】平成20年2月28日(2008.2.28)

【年通号数】公開・登録公報2008-008

【出願番号】特願2007-520513(P2007-520513)

【国際特許分類】

C 1 2 N	5/06	(2006.01)
C 1 2 Q	1/02	(2006.01)
C 1 2 Q	1/68	(2006.01)
C 1 2 P	21/02	(2006.01)
A 6 1 L	27/00	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	5/00	E
C 1 2 Q	1/02	
C 1 2 Q	1/68	A
C 1 2 P	21/02	C
A 6 1 L	27/00	V

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月7日(2008.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒト細胞を含む細胞培養物であって、該ヒト細胞の少なくとも約5%が前原始線条細胞(primitive streak cells)であり、該前原始線条細胞が中内胚葉細胞に分化し得る多分化能細胞である前記細胞培養物。

【請求項2】

前記ヒト原始線条細胞がFGF8及び核局在化-カテニンから成る群から選択されるマーカーを発現する、請求項1記載の細胞培養物。

【請求項3】

前記前原始線条細胞中での、FGF8及び核局在化-カテニンから成る群から選択されるマーカーの発現がブラキュリ、FGF4、SNAIL1、SOX17、FOXA2、SOX7及びSOX1から成る群から選択されるマーカーの発現より大きい、請求項2記載の細胞培養物。

【請求項4】

前記ヒト細胞の少なくとも約25%が前原始線条細胞である、請求項1~3のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項5】

前記ヒト細胞の少なくとも約50%が前原始線条細胞である、請求項1~3のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項6】

ヒト胚性幹細胞(hESC)をさらに含む、請求項1~5のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項 7】

少なくとも約10個の前原始線条細胞が前記細胞培養物中のほぼ1つ毎のhESCに関して存在する、請求項6記載の細胞培養物。

【請求項 8】

ヒト細胞を含む細胞培養物であって、該ヒト細胞の少なくとも約5%が中内胚葉細胞であり、該中内胚葉細胞が中胚葉細胞又は胚体内胚葉細胞に分化し得る多分化能細胞である前記細胞培養物。

【請求項 9】

前記中内胚葉細胞がプラキュリ、FGF4及びSNAI1から成る群から選択されるマーカーを発現する、請求項8記載の細胞培養物。

【請求項 10】

前記中内胚葉細胞中の、プラキュリ、FGF4及びSNAI1から成る群から選択されるマーカーの発現がOCT4、SOX17、CXCR4、FOXA2、SOX7及びSOX1から成る群から選択されるマーカーの発現より大きい、請求項9記載の細胞培養物。

【請求項 11】

前記ヒト細胞の少なくとも約25%が中内胚葉細胞である、請求項8～10のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項 12】

前記ヒト細胞の少なくとも約50%が中内胚葉細胞である、請求項8～10のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項 13】

ヒト胚性幹細胞(hESC)をさらに含む、請求項8～12のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項 14】

少なくとも約10個の中内胚葉細胞が前記細胞培養物中のほぼ1つ毎のhESCに関して存在する、請求項13記載の細胞培養物。

【請求項 15】

前記細胞培養物が臓側内胚葉細胞、壁側内胚葉細胞、原始内胚葉細胞、胚体内胚葉細胞、外胚葉細胞、中胚葉細胞から成る群から選択される細胞を実質的に含有しない、請求項1～14のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項 16】

約2%(v/v)未満の血清を含む培地をさらに含む、請求項1～15のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項 17】

約0.2%(v/v)未満の血清を含む培地をさらに含む、請求項1～15のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項 18】

TGFスーパーファミリーのノーダル/アクチビンサブグループの成長因子をさらに含む、請求項1～17のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項 19】

前記TGFスーパーファミリーのノーダル/アクチビンサブグループの成長因子がアクチビンAを含む、請求項18記載の細胞培養物。